

# ぽかぽか教室 児童発達支援説明書

(2017年 2月 1日現在)

## 1 法人の概要

名 称	山梨YMCA
法 人 種 別	公益財団法人
法 人 所 在 地	甲府市中央 5-4-11
電 話 番 号	055-235-8543
代 表 者 氏 名	露木 淳司
法人の沿革・特色	1946年に山梨 YMCA として団体を設立。キリスト教精神に基づき山梨県の青少年から高齢者までのすべての人々の心身と人格の健全な向上を図り、世界の平和と福祉社会の実現に寄与することを目的する。

## 2 事業所の概要

事 業 所 の 名 称	山梨YMCAぽかぽか教室&きらきら教室
事 業 所 の 所 在 地	甲府市中央 5-4-11
事 業 所 の 電 話 番 号	055-235-8543
サ ー ビ ス 提 供 地 域	甲府市及び周辺
開 所 時 間	平日 午前9時～午後18時
サ ー ビ ス 提 供 曜 日	月、火、水、木、金、 (祝祭日・YMCAの夏季休館日・年末年始を除く)
サ ー ビ ス 提 供 時 間	午前9時～午後12時
定 員	10名
事 業 所 番 号	1950101962
運 営 方 針	障害児一人ひとりの心身の特性をふまえ、本人の人格と意志を尊重することを基本とした上で、日常生活における基本動作・コミュニケーション能力の習得や、集団で活動できるよう支援を致します。また保護者による相談を受け、支援いたします。
自 己 評 価 の 実 施 状 況	する予定
第 三 者 評 価 の 実 施 状 況	していない

職員への研修の実施状況	利用者と接する前に研修を行う。その後、計画に沿って随時行う。
-------------	--------------------------------

### 3 事業所の職員体制

職 種	常勤（人）	非常勤（人）	合計員数	資 格 等
管 理 者	1 (保育士兼務)		1 (指導員兼務)	保育士、小学校教諭二種、 幼稚園教諭二種
児童発達支援管理責任者	1		1	介護福祉士、社会福祉士主事
児 童 指 導 員	1	1	2	特別支援学校 1 種、小学教諭 1 種
指 導 員		2	2	
計	3	3	6	

### 4 提供するサービスの内容

#### (1) サービス内容

種 類	内 容
日常生活における 基本動作の獲得	運動遊びや創作活動を通じたからだの動きづくり、及び生活自立に向けた基本的動作習得のための生活指導を行います。
集団生活への適応支 援	小集団での活動を通じ、人とかかわる力を高め、協調性・自主性・責任感を育みます。
その他	保護者相談・子育てに関する情報収集や情報提供、茶話会の開催などの支援を行います。

#### (2) スケジュール

##### ●放課後の例

9：00～登園、日常生活指導

9：40～休み時間

9：50～造形や体験活動、

10：30～おやつ

10：40～リズムや運動遊び、体験活動

11：20～帰りの会

終了後お迎えを待つ、又希望の場所まで送迎

※延長支援を希望された場合は、この時間の前後にサービスを提供する場合があります。

※なお、利用者個人について提供するサービスの内容については、「児童発達支援施設契約書」第3条により作成する「児童発達支援施設計画」に基づくものとします。

## 5 利用料金

(1) サービス利用料金利用者負担額は、下記金額の1割または、負担上限月額となります。

<基本部分>

●放課後等デイサービス給付費 定員10人以下

・・・620単位/1日

●児童発達支援管理責任者専任加算・・・205単位/1日

<加算部分>

●指導員加配加算 (児童指導員等を基準を超えて配置)

児童指導員等・・・195単位/1日

指導員・・・183単位/1日

●児童指導員等配置加算 (有資格者を配置)・・・12単位/1日

●欠席時対応加算 (2営業日前以降のキャンセル 月4回まで)・・・94単位/1回

※ 利用予定日に急病等により利用の中止があった場合

●事業所内相談支援加算 (事業所等において、相談援助を行った場合 月1回まで)

・・・35単位/1回

●関係機関連携加算 (学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合 年1回まで)

・・・200単位/1回

●家庭連携加算 (家庭訪問にて相談援助を行った場合 月4回まで)

1時間未満・・・187単位

1時間以上・・・280単位

●延長支援加算 1時間未満・・・61単位

1時間以上2時間未満・・・92単位

2時間以上・・・123単位

●送迎加算・・・54単位/片道

●利用者負担上限管理加算・・・150単位/1月

◎福祉・介護職員処遇改善加算 (I)・・・ひと月あたり所定単位 × 59/1000

◎上記単位数×10.36 (平成28年度～甲府市の1単位単価)

## 【利用者負担額の月額上限について】

1ヶ月あたりの利用者負担額については、利用者が属する世帯の所得に応じて月額上限額が設定され、それを超えての負担は生じません。

## (2) その他の負担額

おやつ代 1日 100円

その他、プログラムにかかる実費（昼食・工作材料費等）をいただくことがあります。

## (3) お支払い方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月27日に引き落しいたします。

銀行名	支店名	口座番号	口座名義
山梨中央 銀行	柳町支店 店番号: 251	普 208517	公益財団法人 山梨YMCA 理事長 大澤英二

## 6 サービスの利用方法

(1) サービス利用が決定した場合は契約を締結し、放課後等デイサービス計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は支給期間と同様です。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から14日以内に契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

(3) サービスの提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

## 7 利用の中止、変更、追加

(1) 利用予定日に、支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更を希望する場合には、利用予定日の3営業日前までに事業者へ申し出てください。

(2) 当日の利用者の健康状態により、計画に基づくサービスの利用が困難であると認められる場合には、サービス内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応致します。

(3) サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況等により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等の必要な調整をいたします。

## 8 サービスの利用に関する留意事項

- (1) 利用者がインフルエンザ等の伝染性疾患であることを医師が診断した場合には、ご利用頂けません。
- (2) サービス利用当日に、利用者の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、定員に余裕があれば、ご契約日数の範囲内でご希望の日に同週内での振り替えが可能です。

## 9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を行います。ご家族が不在の場合等は、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡致します。

## 9 ご利用に関する相談・苦情受付

当事業所ご利用相談・苦情受付は下記のとおりです。

どんな些細なことでも構いませんので、お気づきの点がありましたらご連絡ください。

### ・きらきら教室内部

受付連絡先/受付時間	電話番号 055-235-8543 FAX 055-235-8553 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
相談窓口	(管理者) 中田 純子 (児童発達支援管理者) 平賀佳雅
YMC A内第三者委員	(監事) 古屋 秀樹

### ・県における苦情受付

山梨県中央児童相談所	所在地 甲府市北新一丁目 2-12 福祉プラザ 2 階 電話番号 055 (254) 8617 FAX 055 (254) 8621
山梨県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 山梨県甲府市北新 1-2-12 電話番号 055-220-3030 FAX 055-254-1821